

令和2年度 公文書開示状況（4月決定分）

港湾局

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 - ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R2. 3. 27	R2. 4. 7	「31島工事第102号 令和元年度三浦漁港証明施設設置工事」の「見積参考資料」	21	1															港湾局 離島港湾部 管理課	
2	R2. 4. 10	R2. 4. 16	「令和元年度10号地その2北西側護岸改修工事」の「数量計算書、共通仮設費積上分算定根拠、質問回答書（入札時）」	7	1															港湾局 東京港建設事務所 埋立整備課	
3	R2. 3. 16	R2. 4. 20	「有明南H区画 施設名 アニヴェルセル東京ベイ、事業者 アニヴェルセル株式会社 上記の契約書（又は公正証書）・延長（更新）に関する契約書、覚書（又は公正証書）」	5	1								1							・事業者の代表者印影 この情報を公にすることで、偽造等の 犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支 障を及ぼすおそれがある。（条例第7条 第4号に該当）	港湾局 臨海開発部 誘致促進課